

○食品提供にあたっての必要な手続き

イベント等で食品を販売する場合や調理して食品を提供する場合は、保健所に営業許可申請や行事開催届出をする必要があります。下記該当するイベントをご確認ください。

※ご案内や様式類は中区 HP（トップページ>中区>暮らし・総合>住まい・暮らし>生活環境>食品衛生一覧>食品の取扱を伴う催し・イベント相談）からダウンロードできます。

[「http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/service/entrepreneur/foodhygiene/food04.html」](http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/service/entrepreneur/foodhygiene/food04.html)

- 1 「行事における食品提供の取扱指導要領」（以下「要領」とする。）の行事に該当するイベント次の(1)～(3)を全て満たす場合、要領の行事に該当します。行事開催届をご提出ください（許可申請不要）。届出後、お伝えしたいこともありますので、イベント開催に余裕をもって書類の提出をお願いします。行事の主催者は要領に基づいた衛生管理を遵守してください。詳しくは要領及び要領別表（中区用）をご確認ください。

(1) 対象行事

- ・ 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する区民祭、運動会、夏祭り等
- ・ 市民祭であって市が主催又は共催するもの
- ・ 神社、仏閣等の縁日祭礼
- ・ 農協、漁協などの各種団体が主催する農業祭、産業祭等
- ・ 福祉団体が行う各種行事
- ・ 企業が地域住民等に対して行う企業祭（工場開放祭等）。ただし、企業本来の営業行為の一環として、行事の形態で行う場合は除く。
- ・ 学校等（保育園、幼稚園含む）が主催する学園祭、運動会、バザー等

(2) 開催日数

同一主催者又は同様形態の行事の開催が、おおむね年5回を超えないこと。
また、1回あたりの開催日数がおおむね5日間を超えないこと。

(3) 開催地域

行事を主催する住民組織等の活動エリア及びその周辺地域で開催されるものであること。

2 要領の行事に該当しないイベント

食品の調理を行う場合は許可が必要になりますので、中区生活衛生課食品衛生係 HP 掲載の「臨時的特設施設による食品提供行為について（許可を要する場合）」をご確認ください。また、イベント全体の内容について、行事開催届の様式を使用して届出をお願いします。申請・届出後、お伝えしたいこともありますので、イベント開催に余裕をもって書類の提出をお願いします。

<イベント例>

- ・ 食品提供を伴う商業イベント
- ・ 試飲・試食・食品販売イベント等

3 共通事項

- ・ 乳類（発酵乳）・生の食肉・生鮮魚介類を販売する場合は、包装品のみの販売でも別途許可が必要です（要領の行事に該当するか否かに関係ありません）。
- ・ キッチンカーで食品提供を行う場合、行事開催届の添付書類として、食品営業許可証（写し）と車検証（写し）をご提出ください。